

右の通り、総長選任条項に関する神社本庁の考へには、役員会の多数意見と統理の意見が一致した場合に総長が選任されるといふもの

右の通り、総長選任条項に関する神社本庁の考へには、役員会の多数意見と統理の意見が一致した場合に総長が選任されるといふもの

四、まとめ

右の通り、総長選任条項に関する神社本庁の考へには、役員会の多数意見と統理の意見が一致した場合に総長が選任されるといふもの

でも、総長は実質的な権限行使ができません。そのやうな者が総長になつても事務運営に混乱が生じるだけであり、現実的な仕組みではありません。

第三に、総長選任条項は「役員会の議を経て」と定めてゐますが、日本国の大法及び神社本庁の序規その他の関係諸規程の何れにおいても、「〇〇の議を経て」といふ場合、当該議決機関の判断に拘束されると解釈されてゐます。このため、役員会の判断（人選）に拘束力があると考へるのが自然かつ合理的です。

第四に、宗教団体としての神社本庁を代表するのは統理ですが、宗教法人としての神社本庁を代表するのは総長です。宗教法人の代表員である総長の選任手続について、統理に絶対的な権限（役員会の多数意見に反して総長を決定する権限）を与へる筈があります。

一、はじめに

■芦原理事らの強引な方法による現状変更の試みと、裁判所による是正

二、はじめて

右の通り、総長選任条項の趣旨には複数の考へ方があります。芦原理事らの主張は極端かつ特殊であり、何れが正しいかは、最終的には裁判所が判断する問題です。

そのやうな状況の中で、芦原理事は、役員会直後の本年六月六日、秘密裏に、自らが代表役員総長に就任したとして、東京法務局に対して変更登記申請を行つたのです。仮に不当な意図がないのであれ

三、秘密裏に行はれた変更登記申請

四、裁判所は神社本庁の主張を認め、芦原理事の行為を是正

そこで、神社本庁は、芦原理事が代表役員総長であるとの登記が完了することを防ぐために、やむを得ず、芦原理事が総長の地位にないことの確認を求める裁判を申し立てました。そして、旭川地方裁判所は、本年七月八日、神社本

ですが、現時点では役員会の多数意見と統理の意見が一致してゐないため、新たな総長は選任され難をらず、序規の定めに基づき田中総長がなほ在任してゐます。このやうに、神社本庁の主張は合理的かつ穏当なものであるため、裁判所の理解を得られる可能性は高いと考へてゐます。

一方、芦原理事らの主張は、序規の定めに反し、役員会の多数意見には実質的に何の意味もないといふに等しく、非常に極端で特殊なものです。このやうな主張が裁判所の理解を得られる可能性は低いと考へてゐます。

どちらの主張に合理性と説得力があるでせうか。

二、五月二十八日の役員会での議論

本年五月二十八日に行はれた臨時役員会において、新たな総長に関する議論が行はれましたが、統理が芦原理事を指名したのに対し、役員会の多数は芦原理事を支持しませんでした。そして、総長選任条項の趣旨（解釈①から③の何れが正しいか）に関する議論が行はれ、意見は一致しませんでした。このため、総長選任についてはあらためて議論が行はれることとなり、同日の役員会は終了しました。

三、秘密裏に行はれた変更登記申請

そのやうな状況の中で、芦原理事は、役員会直後の本年六月六日、秘密裏に、自らが代表役員総長に就任したとして、東京法務局に対して変更登記申請を行つたのです。仮に不当な意図がないのであれ

総長選任問題に関する経緯について

一、序規の定め

現在、神社本庁では、代表役員の選任をめぐり混乱が生じてゐますが、なぜこのやうな事態となつてゐるかを理解するには、先づ総長の選任方法を理解する必要がります。

序規十二条二項には、「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する」と定められています。この趣旨がどのやうなものか明確でないことが、混乱の原因の一つとなつてゐます。

役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する」と言ひますと定められてゐます。この趣旨がどのやうなものが明確でないことが、混乱の原因の一つとなつてゐます。

二、解釈の複数の選択肢

総長選任条項の趣旨の解釈については、主に次のやうな選択肢があります。

- ①（統理の意見がどうであれ）役員会の多数意見によつて選ばれる
- ②（役員会の多数意見がどうであれ）統理の意見によつて選ばれる
- ③役員会と統理の意見が一致した場合に選ばれる

一、芦原理事らの主張

役員会の多数意見がいかなるものであつても、統理の意見によつて選ばれる（解釈②）。即ち、役員会の多数意見が田中理事であつても、統理が芦原理事を指名すれば、芦原理事が総長になるといふものです。

二、神社本庁の主張

第一に、これまでの神社本庁の立場やこれまでの事務運営のあり方から、総長選任条項はそのやうな趣旨であるとしか考へられな

三、神社本庁の主張の理由

神社本庁がこのやうに主張しているのは、神社本庁における統理の意見が一致してゐません。このやうな場合、誰が総長に選ばれるのかは、序規の総長選任条項が解釈①から③までのどの趣旨どちらが適当で、どちらが極端か

意見であり、現時点では役員会と統理の意見が一致してゐません。このやうな場合、誰が総長に選ばれるのかは、序規の総長選任条項が解釈①から③までのどの趣旨どちらが適当で、どちらが極端か

意見であり、現時点では役員会と統理の意見が一致してゐません。このやうな場合、誰が総長に選ばれる（解釈②）、統理は原則として役員会の多数意見に則つて御指名戴くべきものであるといふのが神社本庁の見解です。

■総長選任に関する序規の定め

今回、神社本庁の役員会の多数意見は田中理事を総長にすべきといふのです。一方、鷹司統理は芦原理事を総長にすべきといふ御

意見であり、現時点では役員会と統理の意見が一致してゐません。このやうな場合、誰が総長に選ばれる（解釈②）、統理は原則として役員会の多数意見に則つて御指名戴くべきものであるといふのが神社本庁の見解です。

